

(参考2)

対日投資に関わるO T Oの取り組み

平成 15 年 6 月 25 日

市場開放問題苦情処理推進会議

1 対日投資を巡る状況

政府においては、対日直接投資の意義を改めて確認し、その拡大に向けた強い意志を内外に表明。

- ・ 対日投資会議専門部会報告（日本を世界の企業にとって魅力ある国に）、それに伴う対日投資会議決定（議長：内閣総理大臣）
- ・ 投資環境、手続きに係わる一元的情報提供、投資相談等を通じて具体的な対日投資案件等の支援を行うため、ジェトロに対日投資・ビジネスサポートセンター（平成 15 年 5 月 26 日）を設置。
- ・ 政府としてジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンターを補完するため、「INVEST JAPAN」との統一ロゴの下、関係 12 府省における対日投資のための総合案内窓口を設置。

2 O T Oにおける対日投資への対応

従来と同様、対日投資関連の苦情に関しても迅速に対応を行う。

更に、O T Oは対日投資関連の苦情処理の場でもあることを周知徹

底する。

(具体的施策)

- ・ 日本語・英語のポスターを作成。在日大使館・在日商工会議所、
経団連、東京(日本)商工会議所等に送付
- ・ パンフレットの改訂
- ・ 地域O T O等広報活動の際に対日投資の苦情を受け付けることが
できることを宣伝
- ・ 必要に応じて対日投資関連の苦情をO T O推進会議等で検討

対日投資会議専門家会合報告

対日投資促進プログラム 今後実施すべき又は実施する措置

O T O関連箇所

法令の解釈についての問い合わせに対する担当課室の対応が不十分であった場合には、各府省庁の総合案内窓口が苦情を受け付け処理する。また、市場開放問題に関する事項であって各府省庁で対応が不十分なものについては、市場開放問題苦情処理体制(O T O)が苦情を受け付け処理する。
市場開放問題苦情処理体制(O T O)の機能を広く周知し、対日投資の体制・制度改善のために有効に活用されるようにする。